

議案第66号

西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の一部を改正する
条例の制定について

西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の一部を改正する
条例

西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例（平成21年西海市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第3号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例</p> <p>平成21年3月23日 西海市条例第6号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項</u>並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西海市における次世代育成支援対策の推進に関して必要な措置について協議するとともに、子ども・子育て支援の推進に関し審議するため、西海市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法<u>第72条第1項</u>各号に掲げる事項に関し、審議すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p>	<p>西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例</p> <p>平成21年3月23日 西海市条例第6号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項</u>並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西海市における次世代育成支援対策の推進に関して必要な措置について協議するとともに、子ども・子育て支援の推進に関し審議するため、西海市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法<u>第77条第1項</u>各号に掲げる事項に関し、審議すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。